

佐賀県教育委員会訓令甲第四号

県立学校

佐賀県立学校職員安全衛生管理規程（平成十一年佐賀県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第五条第二項及び第八条第三項第三号中「教頭及び」を「副校長、教頭、統括事務長又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。